

## 弘前市特別職報酬等審議会に係る条例及び規則の概要

- 1 条例名 弘前市附属機関設置条例（平成26年弘前市条例第2号）  
（旧条例 弘前市特別職報酬等審議会条例を含め、その他の附属機関の設置条例を統合して平成26年に新規制定）  
規則名 弘前市特別職報酬等審議会運営規則（平成18年弘前市規則第24号）
- 2 性格  
市議会議員の報酬の額、市長・副市長の給料の額並びに市長・副市長の退職手当の額について、市長の諮問に応じて審議する機関である。（条例第2条及び別表）
- 3 委員の構成  
委員の定数は10人以内とし、知識経験のある者、公共的団体等を代表する者、公募による市民、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。（条例第2条、第3条及び別表）
- 4 委員の任期  
委員は、諮問に対する答申が終わったときに解任されるものとする。（条例第2条及び別表）
- 5 会長及び副会長  
（1）会長及び副会長は、委員の互選により定める。（規則第3条第2項）  
（2）副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。（規則第3条第4項）
- 6 会議  
（1）審議会の招集は、会長が行う。（規則第4条第1項）  
（2）会議の定足数は過半数とする。（規則第4条第2項）  
（3）会議の議長には、会長があたる。（規則第3条第3項）  
（4）表決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。  
（規則第4条第3項）  
（5）会議は公開する。ただし、審議会が必要と認めるときは、公開しない。  
（規則第4条第4項）
- 7 その他  
（1）委員は、その職務上知り得た秘密は漏らしてはならない。（規則第5条）  
（2）審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。（規則第7条）